

与謝野町物価高騰対策生活者支援給付金の支給について

与謝野町では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により住民の負担が増加していることを踏まえ、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり3万円の給付金を支給しますのでお知らせします。

1. 対象となる世帯

(1) 令和5年度住民税非課税世帯（見込み数 約2,600世帯）

対象になるとと思われる世帯には、7月中旬までに確認書をお届けします。

令和5年1月2日以降に転入された世帯等確認が必要な世帯は、8月中に確認書または申請書をお届けします。

※世帯全員が課税者の被扶養者の場合は対象外です。

(2) 令和5年度住民税課税世帯で、予期せず収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

8月1日(火)以降、福祉課で申請受付をします。

2. 支給方法・予定日

住民税非課税世帯については、確認書を福祉課に返信いただき、福祉課で受付後、約2～3週間後に対象世帯主の口座に振り込みます。

第1回の振り込みは、令和5年7月27日(木)を予定しています。

家計急変世帯については、申請内容審査後、順次支給します。

問い合わせ先

与謝野町役場福祉課 社会福祉係

担当：藤井

電話：0772-43-9021